

東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (館長の選考) 第6条 館長の選考については、<u>教育研究評議会の意見を参考にして、学長</u>が行う。 (新設) <u>2</u> (略)</p>	<p>本則 (館長の選考) 第6条 館長の選考については、<u>第9条に規定する博物館運営委員会</u>が行う。 <u>2 館長は、学長が任命する。</u> <u>3</u> (略)</p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日博規則第2号)
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。